北九州都市計画地区計画の決定(北九州市決定)

都市計画大里本町地区地区計画を次のように決定する。

| ## 2 | 1(信 | TT is CT | 当人里华则, | IUC I | 区計画を次のよ | つに决正する。 | | | | | | | | |
|--|--------|-------------|---------|-------|--|---|---|---|----------------|--|---|--|--|--|
| 関 | | | 称 | | | | | | | | | | | |
| 国国区は、北井県市の最小金色で出来的ない。 | | 位 | 置置 | | 北九州市門司区大里本町三丁目、松原一丁目地内 | | | | | | | | | |
| ## 2016年 19 19 19 19 19 19 19 1 | 面積 | | | | "- | | | | | | | | | |
| 地図の部 | C± < 5 | | 区計画の目標 | | びJR門司駅の北側に隣接するなど自然環境と交通利便性等に恵まれた地区である。また、北九州市都市計画マスターブランにおいては、地区の特性や資源を生かして、まちづくりにおける重点的な取り組みを進めていく拠点地区の一つに位置付けられている。これまで大里本町土地区画整理事業による基盤整備にともない、商業・業務施設や住宅の立地など、地区の優れた景観特性や交通利便性を生かしたまちづくりが進められている。このような背景のもと、本地区計画では建築物等について適正な規制及び誘導を行い、当地区における地域拠点づくりの促進及び良好な市街地環境の形成及び保全を図ることを目標とする。 地区を7区分し、土地利用方針を次のように定める。 | | | | | | | | | |
| 地図の部 | ,f | 用祭 | 土地利用の | 方針 | | | | | | | | | | |
| 地図の部 | 7 7 | 及び呆金 | | | 文化観光地区 : | 歴史的建造物を保 | R全及び活用し、文(| 化・観光の集客拠点 | ことしての土地利用を | ₹図る。 | | | | |
| 地図の部 (価値性をA地区 (| Ē | 要す | | | | | | | | | | | | |
| 対している 対し | 9 | 6 方 計 | 建築物等の整備 | の方針 | | | | 11/C [XX] & (1) E1/E3/ | (現の)/)成及UT体主 | と囚るため、産来物 | 守の角座、産来物 | | | |
| 類 | | | 地区の区分 | 区の名称 | 低層住宅A地区 | 低層住宅B地区 | 住宅地区 | 沿道地区 | 文化観光地区 | 駅前A地区 | 駅前 B 地区 | | | |
| (| | | | 区の面積 | 約3.7ha | 約1.0ha | 約3.1ha | 約6.9ha | 約1.5ha | 約1.8ha | 約1.9ha | | | |
| | 整備計 | | | | 築は1 2 3 4 そににで供床がえ 途のにの計超 (属除 施条る工 場場他す 初な 門校らの 教れも そににで供床がえ 途のにの計超 (属除 施条る工 場場他す 蔵用築付物な 門校らの 教れも そににで供床がえ 途のにの計超 (属除 施条る工 場場です 蔵別車 (大学そに 神会らの公店の類供そす面 1る事にで供床がえ自建すく建行の工場ボ、水こるが1 日 | (国际 大学では 神会らの公店の類似ですの高層のも では、下文地では、大学では、中では、大学では、中では、大学では、中では、大学では、中では、大学では、中では、大学では、中では、大学では、中では、大学では、中では、大学では、中では、大学では、中では、大学では、中では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学 | (本) (本) | 築は123456 7 別項げ貯にで施条る 別項第(及掲刷車除 の務に第号舗殊物な 料クホこる 別項げ貯にで施条る 別項第(及掲刷車除 の務に第号舗殊はら住寄自畜ば半理ラーれも建表第る蔵供建行のも建表第3りびげ所修く風規の関2に型営建なに含車合ちに氏ブルらの築第4危又す築令9の築第2号項第る及理。俗制適す第掲集のより、以教 んパム・メの類 準とに物処も準1定 準と及び2号(自場 業び化法項る俗用して 宿所 屋「インの類 準とに物処も準1定 準と及び2号(自場 業び化法項る俗用して 宿所 屋「インの類 準とに物処も準1定 準と及び2号(自場 業び化法項る俗用して 宿所 屋「インの類 準とに物処も準1定 準と及び2号(自場 業び化法項る俗用して 第一屋「インの類 準とに物処も準1定 準と及び2号(自場 業び化法項る俗用して 第一屋「インの類 準とに物処も準1で 第二人の第二人の第二人の第二人の第二人の第二人の第二人の第二人の第二人の第二人の | 築は12345 | には、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない | 築は123 屋馬所場らも 料クホこる 別項げ貯にで施条る 別項第(及掲舗にに動を の務に第号舗殊物な 屋屋馬所場らも 料クホこる 別項げ貯にで施条る 別項第(及掲舗にに動を の務に第号舗殊はら自畜マ、 り投場そにの非キ理ラーれも建表第る蔵供建行のも建表第3りびげそ類付車除風規の関条に型営建い車舎 「ば物票外の類 きいたブルらの築第4尺又す築令9の築第2号河第るのす属修ら俗制適す第相生業に教 ジち場券車他 | | | |

| | | 建築物等の 用途の制限 | 16 17 蔵にいている。 第一章 を では、 | | | | | |
|-------------|------------|--------------------|--|--|---|--|---|--|
| | | 建築物の容積率 | 10分の12 | | | · | | |
| | | の最高限度 | 1 6 5 m²。 | 2 0 0 ㎡。 | | | | |
| | | 建築物の敷地 面積の最低限度 | ただし、集会所若しくは公民館又は 電話所その他これらに類する公益上必 については、この限りでない。 | は巡査派出所、公衆 ただし、集会所若しくは公民館又は巡査派出所、公衆電話所その他これ | | | | |
| | | 建築物等の高さの 最高限度 | 1 2 m | | | | | |
| | 建 | の取同限及 | | 77 00 16 - 1 00 | 77 07 46 - | ti ne | 77 AC 16 - 6 D | |
| 地 区 整 備 計 画 | 建築物等に関する事項 | 壁面の位置 の 制 限 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面がら道路境界線又は隣地境界線 までの距離は、1m以上とする。 ただし建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁長さの仕られて行わる柱の中心線の長さの音計が3m以下のもの置その他これに類する用途に供かつ、の(2)物面を対し、下の、のもの事という、下で以内のもの事とが5が5が5が5が5が5が5が5が5が5が5が5が5が5が5が5が5が5が5 | 型の画境離さのは建12のm 度離又分か合な(これで) で面5の車線はがも1、築mに以たにはがにはいった一葉に高以てするのは線は10m物をあ上に満あ建次該 こりれのさ以物れ途のmつ合内自築このに線 20m以たる築の当の 外に中の下置にに高以、計の動外にあたり上高えてす。当な建物いす限 壁代心合の一種 下床がも動かれたり、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、 | のにかすで終一あ上高えてす当な建物いす限。壁代が会前その長期は、1 年間の間がをあ上に満あ建たでは、1 工柱長ののは建2ののは、2 用軒2.かの以)をはは柱図界はがも1 築mに以たにはがにはい1 工柱長の)ので音にには、1 工柱長ののといたる築の当の、外に中の下置ににはのい、計の自まれた。1 大会前代の形式がも車にあり、計の自まれた。1 大会前代の形式がも車にあり、1 大会には、1 大会には | 代ら道のの以っこさるはる該ハ築のずるり くう象十らのけつ:で頭でわ計路距高下ていがも、。限距物部れ場で はるのがの他る、が、積でわ計路距高下でいがも、。限距物部れ場で はるのがの他る、が、積でわける。 | 型のは建12の3m 度離又分か合な(これである) では、 では、は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では | |
| | | 建築物等の形態 又は意匠の制限 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱 及び屋根の色彩は、自然や歴史的建 造物等の周辺環境に調和した落ち着 いたものとする。 | 1 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の形態及び色彩は、自然や歴史的建造物等の周辺環境に調和した落ち着いたものとする。 2 海峡から望める建築物等は、航路上の船舶や対岸からの見え方に配慮した形態とする。 3 高架水槽等の屋外設備は、ルーパー等で覆い、外部から見えないように配慮し、配管類はできる限り露出しないようにする。 4 広告物又は看板の類の表示は自己の用に供するものに限るとともに、広告物の大きさ、形態及び色彩は、街区内で調和のとれたデザインとするなど、統一的な街並みや周辺の美観を考慮したものとする。 | | | | |
| | | 垣又はさく の構造の制限 | 道路に面する側に設ける場合は、次る。 (1)生垣 (2)高さ60cm以下の基礎の上に返 ェンス等と植栽を組み合わせたも | 5視可能なネットフ | こととする。ただし、防犯上等やむを得ないものについては、この限りでない。 ない。 2 道路(都市計画道路門司駅北口駅前線を除く。)に面する側に設ける場合け、次に提げるキのとする | | | |

理由書

当地区は、北九州市の都心小倉から北東約5kmに位置し、北側には関門海峡、南東には戸ノ上山を望み、国道3号、国道199号及びJR門司駅の北側に隣接するなど自然環境と交通利便性等に恵まれた地区である。

また、北九州市都市計画マスタープランにおいては、地区の特性や資源を生かして、 まちづくりにおける重点的な取り組みを進めていく拠点地区の一つに位置付けられて いる。

これまで大里本町土地区画整理事業による基盤整備にともない、商業・業務施設や住宅の立地など、地区の優れた景観特性や交通利便性を生かしたまちづくりが進められている。

本地区計画は、当地区における地域拠点づくりの促進及び良好な市街地環境の形成又は保全を図ること目的に、建築物等について適正な規制及び誘導を行うものである。



